

# 加害者になり高額賠償

## 輪禍を防げ 脱ワースト

自転車に潜む危険

つけた警察官に交番に連れて行かれ、罰金や治療費の話をされた時、自分が自転車保険に加入していないことを思いました。

これまで事故に遭つたことはなく、「保険に入らなくて大丈夫だろ」と高をくくついていた。しかし、女性は左脚の骨折で1か月以上の入院が見込まれると聞き、「この先、やばいんじゃないか」と

男性は妻と1歳になったばかりの長女と3人暮らし。女性側との賠償交渉のストレスから妻を責めてしまい、妻は長女を連れて家を出た。離婚を切り出された男性は、うつ病と診断されて休職。「相手にけがをさせただけでなく、自分の家庭も崩壊してしまった」。男性はそう言ってうなだれた。

自動車には強制加入の自賠責保険があるが、自転車には任意保険しかない。しかし近年、歩行者にけがをさせた原因が自転車側にあるとして、裁判で数千万円もの高額な賠償を命じられる判決が相次ぎ、県内でも自転車保険の加入を義務づける自治体が増えつつある。県県民安全課によると、名古屋、長久手、豊橋

血の気が引いた。

自動車には強制加入の自賠責保険があるが、自転車には任意保険しかない。しかし近

年、歩行者にけがをさせた原因が自転車側にあるとして、裁判で数千万円もの高額な賠償を命じられる判決が相次ぎ、県内でも自転車保険の加入を義務づける自治体が増えつつある。県県民安全課によると、名古屋、長久手、豊橋

の3市が「義務」、知多、豊川、東海、大府、豊山の5市町が「努力義務」としている。いずれの条例にも罰則はない。しかし、17年に県内で初めて加入を義務づけた名古屋市では、市民モニターの保険加入率を調べたところ、15年度は34%だったが、昨年度は74・4%と大幅に増えた。

ただし、県内全体では加入率は伸び悩む。自転車産業振興協会が昨年5月、県内77

## 保険加入世帯43・4%

1世帯を対象にした調査では、保険加入世帯の割合は43・4%にとどまる。自転車事故では子どもから高齢者まで誰もが加害者となりうる

交通事故を専門に扱う「しまかぜ法律事務所」(名古屋市)の井上昌哉弁護士によると、自転車事故で人にけがを負わせた場合、治療は被害者の保険が適用されない「自由診療」で行われることが多いという。むち打ち程度でも治療費や慰謝料が計数百万円以上することもあるといい、「あまりの高額に驚く人は多い」と明かす。

井上弁護士も、ある自転車同士の衝突事故で、首の痛みなどの後遺症を負った高齢女性のため、安全確認を怠った相手側に約500万円の賠償を請求したことがある。相手は保険未加入で親族からの借金で賄つたという。

不動産や給料を差し押さえになると支払いは困難となることもあるが、賠償が巨額になると支払いは困難となり、被害者は賠償金を受け取れなくなる恐れがでてくる。

井上弁護士は「事故を起こしたら、被害者にお金で償うのが加害者の責任。自転車に乗るなら、保険加入は最低限のマナーだ」と強調する。

自転車利用者にビラを配って保険加入の必要性を訴える豊橋市職員(左)(19日、豊橋市のJR豊橋駅前の駐輪場で)=薦田大和撮影



◆県内の自転車事故の高額賠償事例

賠償額	概要
約7170万円	男子生徒が自転車で走行中、犬の散歩をしていた女性と接触。女性は転倒し、頭を強打(2017年発生)
約1620万円	女子児童が自転車で走行中、信号のない交差点で二輪車の男性と衝突。男性は重傷(15年発生)
約1870万円	男子児童が自転車で走行中、女性の自転車に衝突しけがを負わせた。一時停止無視が原因(13年発生)
約4160万円	男子高校生が自転車で下校中、歩いていた男性と正面衝突。男性は脳内出血で死亡。雨で視界が悪く、高校生は男性に気づかなかつた(12年示談)
約2080万円	男子生徒が傘を差して歩道を自転車で走行中、歩いていた女性と正面衝突。女性は頭を強く打ち死亡(12年発生)

※名古屋市や東海市への取材に基づく

# テキシア幹部懲役2年求刑

被告人質問で依光被告は、自らのグループで7

要」と主張。弁護側は「従事、10月の消費税率引き上げに合わせた通行料の値上

40円から30円増の157

一人が幸せにな

る」と主張。弁護側は「従

事に付けていた

0円。尾北線(小牧線・一

の使い方に変えた